

大正十四年國勢調査施行令第5條ノ規定ニ依リテ世帯ニ配付スル國勢調査申告書用紙様式(正印)ノ規定ニ  
様式表(青色刷)

(うらの注意がきに従ひ墨又は黒インキにてかきいれること)

國勢調査申告書

大正十四年十月一日

國勢調査  
印



郡市	世帯	世帯	世帯	世帯
町村				
名	第	第	第	第
調査	種	種	種	種
区	類	類	類	類
第	普通世帯	普通世帯	普通世帯	普通世帯
第	準世帯	準世帯	準世帯	準世帯
號				

一氏名	二男女の別	男	女
三出生の年月	四配偶の關係	未婚	有配偶
年	死別	死別	死別
月	離別	離別	離別
五申告書 の内の第	六世帯主 の氏名	捺	捺
號	印	印	印

裏(青色刷)

(かきいれ終つたときは申告書の番號順に重ねて置くこと)

今度の調べは、一人に一枚の申告書をつくるのであります(世帯主又は世帯の管理者は、左記(一)(ろ)(は)に示すところにより、もれなく申告書をつくらねばならない。)

(一)十月一日午前零時(九月三十日より十月一日にうつる夜半)に世帯に暮つた者は、家族たる否とを問はず、その世帯から申告すること。

(ろ)十月一日午前零時にたまたま屋外に在り、又は夜業、夜勤、宿直などのため世帯のないうところに在つても、十月一日中に自分の世帯に歸るべき者に付ては、その世帯から申告すること。

(は)十月一日午前零時に汽車、電車、世帯のない舟袋又は陸路の旅行中であることが、前から明である者は、最後に出發した世帯に、又前から明でない者は、十月一日午前開始して着いた世帯に在つた者として、その世帯から申告すること。

かきいれかた

世帯主又は世帯の管理者が、かきいれるところは、一から六までである。

一 氏名 まだ名のついてない者は、「名ツケズ」とかきいれること。

二 男女の別 男は「男」、女は「女」の文字の傍に、○印をつけること。

三 出生の年月

(一)生れた年月をかきいれること。

(ろ)生れた月の明でない者は、「月」の上に「不明」とかきいれること。

(は)生れた年も明でない者は、見込の年齢を「何歳」とかきいれること。

(に)外國人は、その本國の曆による年月をかきいれてもよい。

四 配偶の關係 未婚、有配偶、死別、離別の區別により、それぞれの文字の傍に、○印をつけること。以上一から四までをかきいれて、まちがひのないことをたしかめた上、世帯から出す申告書全部を調べて、五のところに申告書の枚數と番號をかきいれ、最後に六のところに自分の氏名を認め、捺印して、國勢調査員が集めに來たときに、これを渡されたい。もしかきいれた事柄に付、國勢調査員から質問があれば、はつきり答へられたい。

内閣統計局